慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イギリス證據法概論 (三)
Sub Title	
Author	峯岸, 治三(Minegishi, Haruzō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1931
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.10, No.4 (1931. 11) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19311120-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學研究　第十卷　第四號

イギリス證據法概論（三）

峯岸治三

目次

一　序論
二　證據の意義　第十卷第一號所載
三　證據の種類
四　擧證責任
五　擧證責任の輕減
1　裁判上當然の承認
2　推定の原則　第十卷第三號所載
A　可動推定

B　不可動推定
C　エクイティイ上の推定
3　自認及び自白
A　自認　本號所載
a　自認の方式

3　自認及び自白

訴訟當事者の一方が承認する事實又は事項に付ては、その範圍に於て擧證責任は輕減せらるゝことになるのである。斯の如く、或る事實又は事項を承認する場合が以下に於て論ぜんとする自認(admission)及び自白(confession)である。ベンサムはこの自認及び自白の兩者を self-regarding evidence なる語を以て表してゐるのである。而して、若しそれが自認又は自白を爲す者の利益となる場合には之を self-serving evidence と稱し、然らざる場合には self-disserving evidence と名附けてゐる。そこで、一般に self-serving evidence は之を證據として認容することを得ないとせられてゐるのである。蓋しかゝる證據は自己の爲めに兎角之を捏造し易いことになり、結局欺詐又は虛構を助長するの虞があるからである。しかし乍ら、この原則に對して

は一個の例外が認められる。即ち、陳述又は文書の一部が一方の當事者に對して證據として提出せられたる時、之を提出せられたる他の一方の當事者即ち相手方が當該陳述又は文書の全部を裁判所に提示した場合、裁判所はかゝる當事者が之に依つて自己の裁判上の立場が有利に展開せらるゝやうになることを考慮したると否とを問はず、かゝる場合に於てはそれを證據として認容し得ることになるのである(Cf. Randle v. Blackburn, 1813, 5 Taunt. 245; Thomson v. Austen, 1823, 2 D. & R. 361; 1 L. J. (O. S.) K. B. 99; Harrison v. Turner, 1847, 10 Q. B. 482; 16 L. J. Q. B. 295; 74 R. R. 473.)

次に self-disserving evidence に付ては、一般に之を證據として認容することを得るものである。その理由は、吾々の經驗の示すところに依ると、吾々は自己の利益を考慮し又之を追求するのが最も普通の狀態である。從つて、自己の利益に反して陳述することは又は自己の利益に反する事項を是認することは、まづ大體に於て眞實を述べ又は之を認むるものであるとして、信賴すべき安全性を有するものなりと見て差支あるまいと云ふ所に在るのである。素より、自己の利益に反する陳述でも、それが眞實でないと云ふ反對の證據が現出するに於ては、之を認容すべからざるは當然にして、敢て多言を要しない。ベンサムに從へば、self-disserving evidence

を以て證據中最善のものであり、又最も完全なるものとせらるゝのである。即ち、第一にはこの證據は裁判に對し最も信賴すべく又最も完全なる基礎を與ふることに依つて、誤判若くは正義の失信を確保することであり、第二にはこの證據は、證據の缺闕のための誤判並に正義の失信に對する最善の保障であるとせらるゝのである(Cf. Slatterie v. Pooley, 1840, 5M. & W. 664; 55 R. R.)。

ベストは民事々件に於て、自己に不利なる陳述を爲す場合は通常之を自認と云ひ、刑事々件の場合に於ては之を自白と云ふと說明してゐるのであるが、テイラーはこの兩者の區別をもう少し詳細なる點に求めようとしてゐる。即ち彼に從へば、自認は一般に民事々件に於て行はれ、刑事々件に於ても犯意を包含しない事實に付て行はるゝものであるが、自白は一般に有罪の承認(acknowledgment of guilt)の場合に限り行はるゝものなりとするのである。自認及び自白はたゞ民事及び刑事の各場合に於ける、單なる名稱の差異とばかりは斷定し難いやうである。この兩者を區別するの實益を全然否認することを得ないと考へるから、私は以下に於て各別にこの兩者に付て說明を試みようと思ふのである。

最後に一言すべきは自認及び自白を以て、傳聞證據に關する原則に對して一つの例外を爲すものと見るのが一般である。フィプソン、ウキルス、ステーヴン、ヒッパート、トレガーセン等はみなこの見解を採る者であり、ベストも等しく自認及び自白を以て傳聞證據として、之を取扱はんとするの傾向を有してゐるが、ポーウェルは之を以て傳聞證據と見ず、例へば自認の正確なる言葉は最も重要とせらるゝところであるから、第一位證據に依つて證明せられねばならぬとしてゐるのである(Watson, ibid., pp. 211-2; Gulson, ibid., p. 350; Taylor, ibid., I, pp. 496-7, 502-3; Wills, W., ibid., p. 149; Hibbert, ibid., p. 84; Phipson on Evidence, 1930, pp. 220, 228; Stephen, ibid., pp. 29-30, 176; Tregarthen, J. B. C., The Law of Hearsay Evidence, 1915, p. 35.)。

A　自認

a　自認の方式

自認とは民事訴訟に於て、當事者に依り又は當事者の爲めに係爭事實又は之と關聯せる事實に付き、當事者に對し爲さるゝ承認である。而して、こゝに承認と云ふのは、口頭又は書面に依る陳述を以て爲す場合は素より、明示又は默示の動作に依つて之を爲す場合も亦包含せらるゝものと云はねばならぬ。故に、スティーヴ

ンが自認を以て口頭若くは書面に依る陳述なりとするは、稍狹隘に失するの觀はないであらうか(Stephen, ibid., pp. 24, 176.)。

自認に付ては特に方式を必要としないのが一般である。故に前述したるが如く或は口頭又は書面或は默示又は明示なると妨ぐる所はないのである。たゞしかし、或る場合に於ては方式に依ることを必要とすることがある。かゝる場合を稱して方式に依る自認(formal admision)と云ひ、その他の場合を方式に依らざる自認(informal admission)と稱するのである。方式に依る自認は後に說明することゝして、先づ方式に依らざる自認から考察を進めて行くことゝしよう。この場合に於ては、他人との談話、通信、又は或る行爲等に依つて自認が行はるゝこともあり、時としては沈默それ自身が自認となることも有り得るのである。しかし乍ら、斯の如くして自認を爲したる當事者は、その自認が誤解に基いて爲されたることを證明することは、素より妨ぐるところではないが、反言禁止の原則(後に論ず)が作用する場合に於てはこの限りではない。方式に依らざる自認は、その自認が行はれたる事實又は事項と牽連關係を有する總ての訴訟に於て認容することが出來る。

私は以下に於て行爲及び沈默が自認となる場合に付て例を擧げて說明して置かう。或る行爲の存在することから、之に對して推定が誘導せらるゝことに付ては既に述べたところであるが(本誌第十卷第三號拙文五九頁六〇頁參照)、丁度之と同じやうに或る行爲がなされたことに依つて、それが自認とせらるゝ場合があるのである。例へば、原告は鐵道會社に對し同會社の過失に因つてその妻が傷害されたことに付き訴を提起したのであるが、被告たる鐵道會社は、原告はその事件發生當時現狀を目擊しない數人の者をして、證人として僞證せしめ、以て自己の立場を支持しようとする者であると云ふ事實を明かにするため證據を提出したのであつた。之に對し裁判所はその證據を認容し、原告のかゝる行爲は當該訴訟に於て、原告は正當なる訴訟原因を有せざることの自認なりとしたのであつた(Moiarty v. Lond. Chat. D. Ry., 1870, L. R. 5 Q. B. 314; 39 L. J. Q. B. 109)。次に沈默が自認となる場合は、當事者が自ら行爲をなし又は陳述をせずして他の者の陳述を默認し、而してその場合の情況から推察して、その默認が同意と同樣なるものと思考することを尤もなりとせらるゝ場合である。かゝる場合の沈默は、その陳述を聞きたる當事者がその眞實なりや否やを知るの手段を有せざる場合

に於ては、大した價値を認むることは出來ぬのであるが、若し之を知るの手段を有する場合に在りては甚だ重要なるものとなるのである(Haysiep v. Gymer, 1834, 3 L. J. K. B. 149; 1 A. & E. 162; 3 N. & M. 479; 40 R. R. 276.)。そこで、例へば婚約を履行しないと云ふので訴訟となつた場合、原告は彼告に對し「常に私と婚姻することを約しながら、その約束を履行しない」と云つたのであるが、之に對して被告は何等の回答もしなかつたと云ふことが證明せられたのであつた。この場合、裁判所は被告の回答せざりしことは婚約の存在を支持するに最も重要なる證據であるとし、かゝる場合に於ては何等かの回答を豫期するのが普通の狀態であるから、沈默即ち回答をせざりしことは、原告の云へることが正確であるとの自認に外ならないとしたのである(Bessela v. Stern, 1877, 46 L. J. C. P. 467; 2 C. P. D. 265; 37 L. T. 88; 25 W. R. 561. Cf. Evidence Further Amendment Act, 1869, s. 2)。

しかし乍ら、回答を爲さざることは常に必しも自認となる譯ではない。それが自認であるか否かは、各場合の情況を考察して定るべき問題である。故に、例へば之も同じく婚約を履行しないための訴訟であるが、原告は被告に對し手紙を以て婚約を履行すべき旨を要求したのであつたが、被告は何等返書を認めなかつたの

である。この場合、被告が返書を認めず何等の回答を與へざりしことは、未だ以て自認なりと云ふことを得ないとされたのである。この事件に於てLd. Esherの意見に從へば、本件に於ける回答せざりしと云ふ事實を以て、若し之を自認としたならば、次の如き場合と對照する時は、聊か不當の觀あるを免れまい。即ち例へば甲が乙に對し、乙は或る非行を敢てしたのであるが相當の金圓を甲に支拂はざれば、甲は乙の非行を公にすべし、と云ふ旨の手紙を送つた時、乙若し之に回答しなかつた場合には、之を以て直に乙の自認と見て、乙は正にかゝる非行を敢てしたものとすることは出來ぬであらう。故に人類の普通の慣行に照し省察して見る時は、かゝる場合に於ては沈默は最も普通にしてかつ賢明なる遣方である。從つて、本件の如き場合に於ける沈默即ち返書を認めざりしことは、被告が原告に對して婚約を爲したる自認と解すべからざることは、毫も疑ふの餘地がないと云ふのである。一言にして云へば、かゝる事情の存在する場合には、回答せぬのが普通であり、かつ又賢明な遣方であると云ふ理由で沈默を以て自認と爲さぬことになるのである(Wiedemann v. Walpole, 1891, 2 Q. B. 534; 60 L. Q. B. 762; 40 W. R. 114)。故に事情が異るに於ては返書を認めぬことが、却つて

自認とせらるゝ場合も勿論存すべきである。例へば商取引の如き場合に於ては、その取引上の通信に對しては回答を爲すのが最も普通の狀態である。從つて、斯の如き場合に於ける沈默は、之を自認と見るのが一般であると云はねばならぬ(Wills, W., ibid., pp. 153-7; Taylor, ibid., I, p. 544; Watson, ibid., pp. 213-4; Hibbert, ibid., p. 20.)。

次に私は方式に依る自認に付て述べることゝしよう。元來方式に依る自認は純手續上の問題であるから、その詳細に付ては勿論こゝに述ぶべき性質のものではない。この問題に關してはアニュアル・プラクティスなどに依つて夫々その實際を參照されることを希望する。方式に依る自認には種々あるが大體次のやうになるのである。

(1) **申立書中に包含せられたる自認**　この場合に於ては、かゝる自認は之を爲せる當事者を、その訴訟の總ての目的に對して拘束するものであるが、その以後の訴訟に於ては、之を以て自認と見ることは出來ぬのである。しかし乍ら、當該訴訟に於ては確定的效力を有するものであるから、申立書を訂正することに付き、又は自認を撤回することに付き裁判所の許可を得たる場合以外には、一度爲したる自

認に牴觸するが如きことあるは素より許されぬところである。

(2) **辯護士に依る自認**　辯護士に依る自認はソリシターに依る自認及びバリスターに依る自認の二つに分つて考察することが出來る。第一にソリシターに依る自認に付て考へて見よう。ソリシターは民事々件に於ては自認を爲す權限を默示的に認められてゐるから、その自認は訴訟上の審理並に訴訟の進行に關係ある總ての事項に付て、その訴訟依賴人を拘束することになるのである。而して、かゝる自認は證明を省略するが爲めになさるゝことあり、又事件の或る事實に付て附隨的になさるゝこともあるのである。前者に於ける自認は一般に確定的效力を有し(Elton v. Larkins, 1832, 1 M. & Rob. 196; 34 R. R. 676.)後者のそれはたゞ一應の證據となるに止るものである(Holt v. Squire, 1825, Ry. & M. 282.)。しかし乍ら、ソリシターが單なる談話中に於て爲したる自認の如きは、縱令それが相手方に對して爲されたものであつても、又第三者に對して爲されたものであつても、さうして又それが係爭事實に關係するものであつたとしても、之を訴訟依賴人に對する自認として認容することは許されぬところである(Petch v. Lyon, 1845, L. J. Q. B. 393; 9 Q. B. 147; 72 R. R. 205; Wilsen v. Turner, 1808, 1 Taunt. 398; 9 R. R. 797.)。その理由は、之をソリシターの權

限の性質と範圍とに求むることが出來る。即ちソリシターは訴訟行爲(management of the action in Court)に付てのみ訴訟依賴人との間に委任關係を生ずるものであつて、それ以外には何等の權限を認められぬのであるからである。訴訟開始前に於て、ソリシターに依り自認が爲されたる場合には、ソリシターと訴訟依賴人との間に訴訟に付き委任關係が既に成立してゐることを證明せられたる時は、その自認は勿論拘束力を有するものであるが、前示の關係の存在せることに付て、何等の證據も存しない場合には、自認を爲すの權限ありしことの他の證據を示さゞる限り、かゝる自認は有效なるものではない(Wagstaff v. Wilson, 1832, 4 B. & Ad. 339; Burghardt v. Angerstein, 1834, 6 C. & P. 995; Pope v. Andrews, 1840, 9 C. & P. 564.)。ソリシターは自認を爲すに當つては、誠實と相當の熟練を以て之を爲さねばならぬ。故に訴訟依賴人はソリシターに對し、彼が訴訟上の各種の事務を處理する上に於て、相當なる熟練と判斷とを以て之に當ることを要求するの權利あるものと云はねばならぬ。從つて、一度訴訟依賴人との間に或る事件に付き委任關係が成立した以上は、ソリシターの事務員(managing clerk)又はその代理人等に依つて爲されたる自認は訴訟依賴人に對して效力を有するものとせらるゝことなく、ソリシター自身の自認

たる性質を有するに止るものであり、それのみならず、却つて訴訟依頼人の爲めにソリシターに對するものとせらるゝのである（Taylor v. Williams, 1831, 2 B. & Ad. 845; 856; 1 L. J. K. B. 17; 31 R. R. 379; Ashford v. Price, 1823, 3 Stark. 185; Dow. Ry. N. P. 48; 25 R. R. 787.）。何となれば、右に述べた如く訴訟依頼人はソリシターその人に對して相當なる熟練と判斷とを要求するものであつて、それ以外の者に對しては之を要求しないばかりでなく、之等の者には決して滿足すべきではないからである。故に以上の如き場合に於ては、その自認は訴訟依頼人に對しては效力を生ずるものではない。ソリシターが訴訟依頼人を欺瞞して爲したる自認も亦訴訟依頼人に對して何等の效力を生じないことは多言を要しないところであらう（Williams v. Preston, 1882, 51 L. J. Ch. 927; 20 Ch. D. 672; 47 L. T. 265; 30 W. R. 555.）。

第二にバリスターに依る自認に付て考察して見よう。バリスターに依る自認も大體に於てソリシターに依る自認と同樣なる基礎の上に立脚するものであるが、ソリシターは一事案全體を通じて終始一貫して訴訟依頼人を代理するものであるけれども、バリスターは彼が委任を受けたる特定の場合に於てのみ訴訟依頼人を代理するものであるから、この範圍に於てのみその自認を爲し得ることにな

るのである。從つて、ソリシターに比して代理する範圍が狹隘なるの點に於て兩者間に差異を認めることが出來るのである（Richardson v. Peto, 1840, 1 Man. & G. 96; 9 D. P. C. 73; R. v. Greenwich, 1885, 15 Q. B. D. 54; J. Q. B. 392; 53 L. T. 902; 33 W. R. 617.）。故に右の如き自認を爲し得べき範圍の廣狹の差を除いては、自認に關する原則は兩者間同樣であるから、證據を省略する目的の爲めになされたる自認は確定的效力を有し、その他の場合には一應の證據となるに止り、又バリスターは自己の判斷を誠實に行つて、訴訟依賴人の爲めに適當と考へる自認を爲す權限を有するなど、總てソリシターに付て述べたるところとその趣を同じうするものである。從つて、原被兩造が申立書に依ることなく、訴訟上に於ける法律問題を說明陳述し、以て裁判所の意見に一任せんとする所謂特別事案（'special case. Cf. R. S.' C. Ord. XXXIV, r. 1.）に付て書類を作成し、原被兩造のバリスターに依り署名されたる場合に於て、その書類から或る重要なる事實が脫漏してゐたため、改めて裁判が行はるゝやうな場合に於ては、先きの特別事案は說明陳述されたる總ての事實に付ての自認として第二の裁判に提出することが出來ることになるのである（Van Wart v. Woolley, 1823, 3 L. J. (O. S.) K. B. 51; 3 B. & C. 439; 5 D. & R. 374; Ry. & M. 4.）。或は又、或る訴訟手續に於て當事者間に或る事實に付き之を自認した

るものなることが、バリスターの行動の全體から推斷し得らるゝ時は、之を以て當該事實の默示的自認として證據と爲し得るものである(Stacey v. Blake, 1836, 1 M.)。斯の如く、バリスターは自認を爲すの一般的權限を有するのであるが、之は勿論訴訟依頼人に依つて制限することを得るのであるが、この制限を無視した場合に於てもバリスターが或る事項に付て自認を爲すべき權限を有せざるの事實は、相手方をしてその自認を援用することを阻止し得るものではない。但しその旨を豫め相手方に通知したる時はこの限りではない。之はソリシターの場合に於ても亦同樣であると云はねばならぬ(Wagstaff v. Wilson, supra; Butler v. Knight, 1867, L. R. 2 Ex. 109.) (Taylor, ibid., I, pp. 529-31, 550; Phipson, ibid., Pp. 242-4; Wills, W., ibid., pp. 169-71; 177; Watson, ibid., p. 213; Hibbert, ibid., p. 21.)。

(3) **特定事實を承認すべき豫告に對して爲されたる自認**　高等裁判所手續令(Rules of the Supreme Court, 1883. R. S. C. を略す)の定めるところに依れば、當事者は書面に依る豫告を以て裁判の通知(notice of trial)(1)が與へられたる日より九日を下らざる以前に於て、係爭點の爲めにのみ豫告中に記載した特定事實に付て自認を爲すべきことを相手方に對し要求することが出來る。而して、かゝる豫告が送達せられてより六日以內若

くは裁判所に依つて許可せられるべきそれ以上の期間内に於て、自認を爲すことを拒絶し若くは懈怠した場合には、當該事案若くは係爭點の結果の如何を問はず、かゝる特定事實の證明に付ての費用は、自認を拒絶又は懈怠したる當事者の負擔となるのである。尤も裁判の際裁判所又は裁判官が自認の拒絶が正當なることを證明したる場合、若くは裁判所又は裁判官が證明費用の負擔に付て前示と異る命令を爲した場合に於ては格別である。斯の如き豫告に從つて爲されたる自認は、かゝる事案又は係爭點の爲めにのみなされたものであるから、他の場合に於てはかゝる自認は之を爲した當事者に對して援用することは素より出來ぬところであり、又豫告を與へた當事者以外の者の爲めに之を用ふることも出來ぬのである。而して又、裁判所又は裁判官は何時に於ても正當に爲された自認を修正し又は撤回することを許すことが出來るのである(R. S. C. Ord. XXXII, r. 4)。以上の場合に於て所謂九日を下らざる以前と云ふことは、豫告の送達の日及び裁判の日の兩者を除外するものと云ふべく、即ち nine clear days と解すべきである(Cf. R. S. C. Ord. LXIV r. 12.)。(2)

(4) **文書の提出及び之に關する自認の豫告**　高等裁判所手續令の定むるところ

ろに依れば、訴訟當事者双方の孰れも他の一方に對して、總て正當なる異議を留保して文書を自認することを要求し得るのである。而して、斯の如く自認すべき豫告ありたる後、自認を爲すことを拒絶し又は之を懈怠したる場合には、かゝる文書を證明するために要したる費用は當該事案の結果如何を問はず、拒絶し又は懈怠したる當事者の負擔となるのである。尤も裁判に際し裁判所又は裁判官が自認の拒絶が正當なることを證明する場合はこの限りではない。而して、前示の如き豫告が爲されない以上、文書を證明するに要した費用の負擔と云ふことは許されぬところであるが、豫告を與へざりしことが、訴訟費用審査官（この場合には Master of the Supreme Court Taxing Office.）の意見に於て費用の節約であるとせらるゝ場合はこの限りではないのである（R. S. C. Ord. XXXII., r. 2; Ord. LXI, r. 1 B）。

正當なる異議を留保して自認を爲すと云ふことは、元來自認を要求することは、證據として認容し得べき文書を證據として提出するの必要を省略することを意味するものであるから、自認を爲したる當事者はその自認は係爭事實と何等牽連關係を有せざるものであるとか、或は又自認に依つて證明せられんとする事實を

證明するがためには、認容し得べき方法ではないと云ふ異議を申立ることが、可能であると云ふことになるのである。次に前示の手續令は如何なる場合に自認を拒絶することが正當なるかの點に付ては明示してゐないのであるが、自認を得るも大して利益あることなきやうな場合に於ては、勿論正當なる理由あるものと云へるであらう。又豫告に對する期間に付ても別段の定めがないのであるから、之も矢張り裁判開始前相手方が自認を爲すに相當と考へらるゝ期間を與ふべきものと解せねばならぬ(Cf. Tinn v. Billingsley, (1835, 2 Cr. M. & R. 253.))。

自認を求むるの豫告は豫告を送達せらるゝ當事者の有する文書の原本、並に謄本を有するも所持せざる原本に付き、その自認を確保するに在る。當事者が現に所持する原本に關する豫告は、その文書は記載せられ署名せられたこと即ち作成せられたと云ふ自認を要求するものであり、謄本を有するも所持しない原本に付ては、原本は送達されたとか或は引渡されたとか云ふことに付ての自認を要求するものである(Taylor, ibid., I, 498-501; Wills, W., ibid., pp. 381-3; (Watson, ibid., p. 213; Annual Practice, 1929, pp 541-2.))。(33)

(5) **質問書**(interogatories)**に對する回答**　高等裁判所手續令の定むるところに依れ

ば、原告若くは被告は裁判所又は裁判官の許可を得て、その相手方に對し質問書を提出することが出來るのである。而して、かゝる質問書は之を提出するに當り、その下部に相手方數人あれば何人はどの質問に對し回答すべきであるかを明示せねばならぬ。但し、當該事件に於て問題となれる事項に關係なき質問は、勿論その事件に於て何等牽連關係を有せざるものとせらるゝのであるが、斯の如きは證人に對する口頭上の反訊問の場合に於ては素より許さるゝところである（R. S. C. Ord. XXI, r. 1. これは一九一七年修正されたのである）。（4）而して、かゝる質問書に對する回答は宣誓せる書面に依つてなさるゝのであつて、かく宣誓の上爲したる回答は回答者に對し、その回答が牽連關係を有する訴訟に於ては自認として確定的效力を有するものである（Hibbert, ibid., p. 21; Wills, W., ibid., pp. 176-7; Watson, ibid., p. 123; Taylor, ibid., I, p. 506, II, p. 1253; Annual Practice, ibid., pp. 491. 510）。

右に述べたところが方式に依る自認の大體であるが、かゝる自認は純手續上の問題であることは既に一言した如くであるから、その方面の書に付て研究すべきである。

（1）裁判の通知とは原告が被告に對してなす訴を提起せんとするの通知であつて、

その詳細に付ては R. S. C. Ord. XXXVI, rr. 11-14 を參照されたい。

(2) 州裁判所の場合に付ては Taylor, ibid., I, p. 002 を參照せられたい。

この場合の方式を左に示して見よう (The Appendices to the R. S. C., 1883, App. B. Pt. II, No. 12, 13)

Notice to admit Facts.

(Title of Action)

Take notice that the plaintiff (or defendant) in this cause requires the defendant (or plaintiff) to admit, for the purposes of this cause only, the several facts respectively hereunder specified; and the defendant (or plaintiff) is hereby required, within six days from the service of this notice, to admit the said several facts, saving all just exceptions to the admissibility of such facts as evidence in this cause.

Dated, & c.

G. D., solicitor (or agent) for the plaintiff (or defendant).

To E. F., solicitor (or agent) for the defendant (or plaintiff).

The Facts, the admission of which is required' are—

1. That John Smith died on the 1st of January, 1890.
2. That he died intestate.
3. That James Smith was his only lawful son.
4. That Julius Smith died on the 1st of April, 1896.
5. That Julius Smith never was married.

Admission of Facts, pursuant to Notice.

(Title of Action)

The defendant (or plaintiff) in this cause, for the purposes of this cause only, hereby admits the several facts respectively hereunder specified, subject to the qualifications or limitations, if any, hereunder specified, saving all just exceptions to the admissibility of any such facts, or any of then, as evidence in this cause.

Provided that this admission is made for the purposes of this action only, and is not an admission to be used against the defendant (or plaintiff) on any other occasion, or by anyone other than the plaintiff (or defendant. *or party requiring the admission*).

Delivered, &c

E. F., solicitor (or agent) for the defendant (or plaintiff)

To G. H., solicitor (or agent) for the plaintiff (or deferendant)

Facts admitted.	Qualifications or Limitations, if any, subject to which they are admitted.
1. That JohnSmith died on the 1st of January, 1870.	1.
2. That he died intestate.	2.
3. That James Smith was his lawful son.	3. But not that he was his only lawful son.
4. That Julius Smith died.	4. But not that he died on the 1st of April, 1896.
5. That Julius Smith never was married.	5.

(3)　州裁判所の場合に付ては Taylor, ibid., I. p. 501 を參照せられたい。
この場合の方式を左に示して見よう (App. B. P. II. No. 11)

Notice to admit Documents.

(Title)

Take notice that the plaintiff (or defendant) in this cause proposes to adduce in evidence the several documents hereuder specified, and that the same may be inspected by the defendant (or plaintiff), his solicitor or agent, at on between the hour of ; and the defendant (or plaintiff) is hereby required, within forty-eight hours from the last mentioned hour, to admit that such of the said documents as are specified to be originals were respectively written, signed, or executed, as they purport respectively to have been; that such as are specified as copies are true copies; and such documents as are stated to have been served, sent or delivered, were so served, sent or delivered respectively; saving all just exceptions to the admissibility of all such documents as evidence in this cause.

Dated, & c.　　(Signed)

G. H., solicitor (or agent) for plaintiff (or defendant).

To E. F., socilitor (or agent) for defendant (or plaintiff which may).

(*Here describe the documents, the manner of doing which may be as follows* :—)

ORIGINALS.

Description of Documents	Dates.
Deed of covenant between A. B. and C. D. first part and E. F. second part	January 1, 19 .
Indenture of lease from A. B. to C. D.	February 1, 19 .
Indenture of release between A. B. and C. D. first part, & c.	February 2. 19 .
Letter—defendant to plaintiff	March 1, 19 .
Policy of insurance on goods by ship "Isabella" on voyage from Oporto to London	December 3, 19 .
Memorandum of agreement between C. D., captain of said ship, and E. F.	January 1, 19 .
Bill of exchange for £ 100 at three months, drawn by A. B. on and accepted by C. D., inodrsed by E. F. and G. H.	May 1, 19 .

COPIES.

Description of Documents.	Dates.	Original or Duplicate served, sent, or delivered when, how, and by whom.
Register of baptism of A. B. in the parish of X	January 1, 19 .	
Letter-pliantiff to defendant.	February 1, 19 .	Sent by General Post, February 2, 19.
Notice to produce papers	March 1, 19 .	Served March 2, 19. on defendant's attorney by E- F. of

Record of a judgment of the Court of Queen's Bench in an action, *F. S. V. F. N.*.....	Trinity Term. 10 h Vict.	
Letters patent of King Charles II. in the Roll Chapel.	January 1, 1680.	

(4)　この場合の方式を左に示して見よう (App. B. Pt. II. Nos. 6, 7.)

Interogatories.

(Title .f Cause or Matter)

Interogatories on behalf of the above named (*plaintiff or defendant C. D.*) for the examination of the above mentioned (*defendants E. F. and G. H., or plaintiff*)

1. Did not, &c.
2. Has not, &c.

&c.　　&c.　　&c.

(*The defendant E. F. is required to answer the interogato ies numbered* .).

(*The defendant G. H. is required to answer the interogatores numbered* .).

Answer to Inte-ogatories.

(Title of Cause or Matter)

The answer to the above-named defedant E. F. to the interogatories for his examination by the above-named plaintiff.

In answer to the said interogatories, 1, the above-named E. F, make oath and say as follows :-

一九三一・十一・八　(未完)